

みんなでささえる 国保会計



～セルフメディケーションとOTC医薬品の普及について～

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」です。特定健診などで自分の身体の状態を定期的に把握することや、軽い体調不良には市販薬（OTC医薬品）を活用して自分自身の健康維持や病気の予防・治療にあたることもセルフメディケーションのひとつです。

～セルフメディケーション税制について～

健康の維持増進および疾病の予防として一定の取組（※1）を行っている方が、スイッチOTC医薬品（※2）を年間12,000円以上購入した場合に、セルフメディケーション税制の適用が受けられます。薬局やドラッグストアなどで購入したスイッチOTC医薬品の領収書には、星印（★など）と説明文が印字されています。

セルフメディケーション税制は医療費控除の特例で、通常の医療費控除との選択適用となります。いずれか一方の適用しか受けられず、適用後は変更できませんので、ご注意ください。

※1「一定の取組」とは、特定健診などの健康診査・がん検診などの受診、インフルエンザワクチンの接種など

※2「スイッチOTC医薬品」とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局やドラッグストアなどで処方箋なしで購入できる市販薬（OTC医薬品）に転用された医薬品

～11月・12月診療分の医療費控除について～

所得税や町民税の申告で、医療費控除の適用を受ける場合に、必要な提出書類の簡略化が図られています。これにより「医療費通知」を申告書に添付すると、「医療費控除の明細書」の記載が不要となります。しかし、申告開始前に届く「医療費通知」には10月の医療費までしか記載されていないので、11月・12月の医療費については、領収書をもとに「医療費控除の明細書」を別途記入する必要があります。

また、10月診療分までの「医療費通知」と、11月・12月診療分の「医療費控除の明細書」で医療費控除が受けられますが、医療費控除は、前年1月から12月までに実際に支払った医療費に限られますので、医療費通知と領収書の金額が異なる場合は、医療費通知の記載を訂正して申告してください。

また、マイナンバーカードに保険証の利用登録をしている方は、マイナポータルで医療費通知を情報連携することで医療費控除の手続きが可能です。

～国民健康保険税の口座振替について～

口座振替制度とは、国民健康保険税（国保税）などをお届けいただいた口座から振替するものです。納付のたびに金融機関の窓口などに出向く必要がなくなり、便利で確実な納付方法です。

口座振替の手続きは、下記の必要なものをお持ちのうえ、JA高知県、郵便局、各銀行、西日本信漁連などの窓口でお申し込みください。

●申し込みに必要なもの

- 口座振替依頼書
- 預金通帳
- 通帳のお届け印
- 納税義務者のわかるもの（納税通知書など）

※口座振替依頼書は、黒潮町役場、黒潮町および四万十市内のJA高知県・郵便局・各銀行・西日本信漁連などの窓口にて備えてあります。

○お問い合わせ

セルフメディケーション税制・医療費控除について
国民健康保険税の口座振替について

本庁 住民課 住民税係 ☎43-2816
本庁 住民課 収納係 ☎43-2816